

平成31年度
募 集 要 項

社会福祉学科(通信課程)

学校法人 RWFグループ
四国中央医療福祉総合学院

募集要項（目次）

社会福祉士資格について	1
-------------------	---

〔募集概要〕

◇ 取得資格	1
◇ 募集定員・修業年限	1
◇ 願書受付	1
◇ 入学資格	2
◇ 出願方法・出願書類等	3
◇ 出願時の注意事項	3
◇ 実習免除について	4
◇ 選考方法・選考結果通知	4
◇ 入学手続	5
◇ 入学金等納付金	5
◇ 学院出身者優遇制度	5
◇ 貸付制度	5
◇ 教育訓練給付制度	5

〔参考資料〕

◇ 実務経験（相談援助実務）	6
◇ 学習概要	15
◇ 学習計画	16
◇ 既修得科目の読替について	16
◇ 読替の注意事項	16

〔諸様式〕

- 入学願書記入例
- 実務経験申告書・実務経験証明書（個票）記入例
- 平成31年度入学願書
- 実務経験申告書
- 実務経験証明書（個票）
- 入学願書受付通知、入学手続完了通知 他
- 小論文用紙

◇社会福祉士資格について

「社会福祉士」は、1987年に誕生した国家資格であり、国際的には「ソーシャルワーカー」と呼ばれています。社会福祉に関する相談援助を行う専門職としての役割を担っています。

社会福祉士の活動領域は非常に広く、高齢者・障がい者・児童・地域等を中心とした社会福祉施策全般を活動領域とし、現在では保健医療・福祉分野に限らず、教育・更生保護分野においてもその必要性が認識され、ソーシャルワーカーの国家資格として期待されています。

実際に、各種福祉施設だけでなく、医療ソーシャルワーカー(MSW)、行政機関におけるケースワーカーや児童福祉司、その他、スクールソーシャルワーカーとして学校に配置されたり、成年後見制度における成年後見人として選任を受け活動するなどしています。さらに、近年ではハローワークなどの就労支援の現場や、刑務所出所後の社会復帰支援に携わるなど多岐にわたっています。

こうした現場では、相談援助専門職としての水準の高さを示す国家資格である社会福祉士が求められています。

子どもから高齢者まで、年齢や疾病・障がいの有無にかかわらず、人生のさまざまな局面で直面する困難を解決していきけるよう、そして生きがいをもってより良い生活が送れるよう、専門的な援助技能と知識を駆使し、必要な制度やサービスに関する情報の提供や助言、行政や各種関連施設と利用者とのコーディネート、利用者および家族の精神面のサポートなどを行い、問題解決に向けて調整を図ります。

社会福祉士の資格取得には、国家試験に合格することが必要です。それには、まず養成校等で国家試験の受験資格を得なければなりません。本課程の修了者には、社会福祉士国家試験の受験資格が与えられます。

[募集概要]

◇取得資格

社会福祉士国家試験受験資格

※社会福祉主事任用資格の取得はできません。

◇募集定員・修業年限

学 科	募 集 定 員	修 業 年 限
社会福祉学科 (通信課程)	100名	1年8ヶ月 (4月～翌年11月)

※入学は4月のみです。

◇願書受付

区 分	出願期間	合否通知発送日
1次募集	平成30年9月3日(月)～10月31日(水)必着	平成30年11月9日(金)
2次募集	平成30年11月1日(木)～12月7日(金)必着	平成30年12月21日(金)
3次募集	平成30年12月10日(月)～平成31年1月18日(金)必着	平成31年2月1日(金)
4次募集	平成31年1月21日(月)～3月1日(金)必着	平成31年3月15日(金)
5次募集	平成31年3月4日(月)～3月15日(金)必着	平成31年3月22日(金)

※定員に達した場合は、それ以降の募集は行いません。

◇入学資格

1. 募集地域
愛媛県、香川県、徳島県、高知県、岡山県に在住の者
2. 入学試験受験資格要件

入学試験受験資格要件	
<p>○4年制大学等の範囲(法第7条第3号 規則第1条第3項)</p> <p>大学(修業年限4年) 大学院への飛び入学 大学院 専修学校(修業年限4年以上の専門課程) 大学評価・学位授与機構から学士、修士又は博士の学位を授与された者 高等師範学校の専攻科 高等師範学校(修業年限1年以上の研究科) 女子高等師範学校(修業年限1年以上の研究科) 中学校(旧中等学校令に定めるものに限る) 高等女学校(旧中等学校令に定めるものに限る) 専門学校(修業年限5年以上、旧専門学校入学者検定規程による者を入学資格とするもの) 専門学校の研究科(修業年限1年以上、修業年限4年以上の専門学校に置かれるもの) 防衛大学校 防衛医科大学校 水産大学校 水産講習所 海上保安大学校 職業能力開発総合大学校の長期課程 職業訓練大学校の長期指導員訓練課程 職業訓練大学校の長期課程 中央職業訓練所の長期指導員訓練課程 職業能力開発大学校の長期課程 気象大学校大学部</p> <p>上記、機関を卒業(修了)もしくは卒業(修了)見込みの者</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 一般系大学等(4年制) 卒業 </div>
<p>○3年制短期大学等の範囲(法第7条第6号 規則第1条第6項) (夜間授業を行なう学科・課程または通信教育の課程を除く。)</p> <p>短期大学(修業年限3年) 高等学校(修業年限3年以上の専攻科) 中等教育学校(修業年限3年以上の専攻科) 特別支援学校(修業年限3年以上の専攻科、旧盲学校、聾学校、養護学校) 専修学校(修業年限3年以上の専門課程) 各種学校(修業年限3年以上、大学に入学することのできる者を入学資格とするもの) 職業能力開発総合大学校(訓練期間3年以上の専門課程) 職業能力開発総合大学校の応用課程 職業能力開発大学校(訓練期間3年以上の専門課程) 職業能力開発大学校の応用課程 職業能力開発短期大学校(訓練期間3年以上の専門課程) 職業訓練短期大学校(訓練期間3年以上の専門課程)</p> <p>上記、機関を卒業(修了)した者で、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した者</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 一般短期大学等(3年制) 卒業 + 実務経験※1年 </div>
<p>○2年制短期大学等の範囲(法第7条第9号 規則第1条第9項)</p> <p>短期大学(修業年限2年) 高等専門学校 高等学校の専攻科(修業年限2年以上) 中等教育学校の専攻科(修業年限2年以上) 特別支援学校の専攻科(修業年限2年以上、旧盲学校、聾学校、養護学校) 専修学校(修業年限2年以上の専門課程) 各種学校(修業年限2年以上、大学に入学することのできる者を入学資格とするもの) 職業能力開発総合大学校の専門課程 職業能力開発大学校の専門課程 職業能力開発短期大学校の専門課程 職業訓練短期大学校の専門訓練課程 職業訓練短期大学校の特別高等訓練課程 職業訓練短期大学校の専門課程</p> <p>上記、機関を卒業(修了)した者で、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 一般系短期大学等(2年制) 卒業 + 実務経験※12年 </div>
<p>○指定施設において4年以上相談援助業務に従事した者</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 実務経験※14年 </div>

※1 実務経験については、P5～12の実務経験(指定施設の範囲)一覧表でご確認ください。

◇出願方法・出願書類等

1. 出願方法

所定の封筒に出願書類等を揃えて所定の期日までに簡易書留郵便にてご送付ください。

2. 出願書類等

(1) 入学願書

(2) 小論文 課題「福祉に関する出来事を1つ取り上げて、それについてのあなたの考えを述べなさい」

① 手書きの場合、所定の用紙に横書きで、800字～1,000字以内で黒のペンを使用し作成してください。

② パソコンの場合、Microsoft Word(用紙サイズはA4サイズ、字体はMS明朝体)で、原稿用紙設定(スタイル:マス目付き原稿用紙、文字数×行数:20×20、罫線の色:緑)にし、800字～1,000字以内で作成してください。

(3) 入学検定料 10,000円(銀行振込)

<振込先> 愛媛銀行 三島支店 普通預金 5079737 社会福祉学科:コード番号 5

(4) A. 入学検定料「振込証明書」貼付台紙

B. 写真票(写真 縦3cm×横2.4cm 1枚貼付)

C. 入学願書受付通知(通知を希望される方は、あて名記入・62円切手貼付)

D. 入学手続完了通知(通知を希望される方は、あて名記入・62円切手貼付)

(5) 選考結果通知用封筒(あて名記入、372円切手貼付)

(6) 必要に応じて提出する書類

区 分	4年制大学卒業(卒業見込)	短大等卒業+実務経験	実務経験
卒業証明書 卒業見込証明書 (提出日前3ヶ月以内発行のものに限る)	◎	◎	—
実務経験申告書(本学院様式)	△ (実務経験のある方)	◎	◎
実務経験証明書(本学院様式)	△ (実務経験のある方)	◎	◎
既修得科目の読替	△ (読替を希望する方)	△ (読替を希望する方)	
戸籍謄本等の証	※) 卒業証明書と姓名が異なる場合にのみ提出		

◎印の書類は必ず提出してください。その他の書類については必要に応じてご提出ください。

◇出願時の注意事項(必ずご確認ください)

【卒業証明書・卒業見込証明書】

○ 卒業証明書もしくは卒業見込証明書は、提出日前3ヶ月以内に発行されたものをご提出ください。

○ 卒業証明書と卒業証書は異なります。必ず卒業証明書をご提出ください。

○ 卒業証明書と姓名が異なる場合は、戸籍謄本等の証をご提出ください。

○ 大学卒業見込で出願される方は、卒業した時点で、あらためて卒業証明書をご提出ください。

【実務経験申告書・実務経験証明書】

○ 平成31年3月31日時点においてP6～14の実務経験(相談援助実務)の一覧表に記載する「施設種類」及び「相談援助業務の実務経験として認められる職種」にて相談援助の実務経験が1年以上ある方は、「実務経験申告書」「実務経験証明書」(個票)を願書とともに提出することにより、「相談援助実習」が免除されます。

- 実務経験証明書(個票)に施設(病院等)の証明をうける際には、P6～14の「実務経験(指定施設の範囲)」の一覧表をご確認いただき、一覧表の「施設種類」及び「相談援助業務の実務経験として認められる職種」の欄に記載されている国の定める正式名称でのご記入をお願いいたします。一覧表に記載されている以外の略称や施設名称、施設名称印等は例外なく認められません。その場合には訂正のうえ、再提出していただきます。なお、再提出が願書受付区分締切日を越えた場合には、次の募集区分扱いとなりますのでご了承ください。
- 実務経験見込で出願される方は、実務を満了した時点で、あらためて実務経験証明書をご提出ください。実務経験は、平成31年3月31日時点で1年以上ある事が必要です。
- 従業期間は、「相談援助業務の実務経験として認められる施設種類及び職種」での従業内容の従業期間のみご記入ください。該当外の従業期間は、記入しないでください。
- 実務経験は、出願資格(実務経験1年～4年)や相談援助実習免除(実務経験1年)によって必要な実務経験年数が異なります。「実務経験申告書」及び「実務経験証明書」に記入する際には、必要以上の実務経験を記入する必要はありません。
- 実務経験申告書は1枚に複数の施設及び職種を記入することができます。しかし、実務経験の中で、施設及び職種の異動がある場合は同法人内での異動も分けて記入してください。実務経験証明書は、1枚につき1施設1職種の証明が必要となりますので、異動がある場合は必要枚数をコピーのうえ、ご記入ください。

【既修得科目の読替】

- 他大学等において修得した科目を、本学で修得したものと認める既修得科目の読替えについては、P16の「既修得科目の読替について」をご確認ください。

◇実習免除について

〈実習免除〉

平成31年3月31日時点において相談援助業務に1年以上従事された経験のある方は実習が免除されます。なお、相談援助業務の詳細についてはP6～14の実務経験(相談援助実務)の「施設種類」及び「相談援助業務の実務経験として認められる職種」をご覧ください。

※平成31年3月31日時点において、実務経験が1年未満の方は、実習が必要です。本学院在籍中に実務経験(1年)を満たしても実習免除は認められません。現在、従事されている方は、必要な実務経験年数を満たしてからのご出願をおすすめします。

◇選考方法・選考結果通知

1. 入学者の選考方法

- 選考方法は、小論文及び出願書類により選考します。
※小論文及び入学願書等の書類、検定料は、返還いたしません。

2. 選考結果の通知

- 合否結果は、P1記載の合否通知発送日に学院より郵送いたします。
※お電話によるお問合せは受付けておりませんのでご了承ください。

◇入学手続

- (1) 本学院への入学金等の納付金は、所定の振込用紙を使用し、指定期日までに指定の金融機関に振込み下さい。なお、「振込金受領書」は、修了まで、大切に保管してください。
- (2) テキスト代は、別途実費が必要となります。本学院の指定書店にて各自で購入していただきます。ただし、所持している方は必要科目のみの購入も可能です。(社会福祉士養成課程は、特別価格で約50,000円です。)
- (3) 指定期日までに学費納入手続が完了しない場合には入学辞退とみなして入学を取り消すことがありますのでご注意ください。
- (4) 入学手続完了後の入学辞退については、平成31年3月31日までに申し出てください。入学金以外の納付金については、返還いたします。
- (5) 平成31年4月1日からは在学契約が成立いたします。いかなる理由であっても入学金等納付金の返還はいたしません。また、入学金等納付金を支払っておられない場合には、入学金等納付金の全額支払い義務が発生(受講の有無は関係ありません)いたしますので、十分ご注意ください。

◇入学金等納付金

区 分	社会福祉学科(通信課程)
入 学 金	20,000円
通信・面接授業料	280,000円
小 計	300,000円
実習費 (入学後、該当者のみ)	85,000円

実習該当者

厚生労働省で定められた施設において、平成31年3月31日時点において相談援助業務の実務経験が1年未満の方は実習が必要です。実習の必要な方(該当者)には、入学後、実習について必要な手続をご案内いたします。

※上記費用のほか、実習時に加入していただく学生保険の費用が必要となります。(約3,200円)

◇学院出身者優遇制度

- 通信課程への出願者が本学院の昼間(通学)課程卒業生及び通信課程修了生である場合に、入学金の全額を免除します。

【ご利用対象者】

本学院の昼間(通学)課程卒業生及び通信課程修了生

◇貸付制度

- 日本政策金融公庫「国の教育ローン」が利用できます。

【ご利用対象者】

本学院に入学・在学される方及び保護者(所得制限があります)。

- その他ローン

ひめぎん教育ローン・ひめぎん学資ローン等

- オリコ学費サポートプラン「四国中央医療福祉総合学院 提携教育ローン」

本学院ホームページ 学院Q&A「Q9奨学金・学資ローンは使えますか?」からお入りください。

◇一般教育訓練給付制度

本学院、社会福祉学科は「一般教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座」となっております。

なお、一般教育訓練給付制度の申請手続きは、課程修了後となります。

※教育訓練給付制度については、下記URLをご確認いただくか、学院までお問合せください。

https://www.helloworld.go.jp/insurance/insurance_education.html

〔参考資料〕

◇実務経験(相談援助実務)

次の実務経験の対象となる施設・事業、職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日付社庶第29号)」厚生労働省社会局長、厚生労働省児童家庭局長通知により定められています。

<対象となる業務内容>

相談援助業務を行なっている専任の相談員

介護業務と相談援助業務は異なります。例え、実務経験の認められる施設及び職種であっても介護業務を相談援助業務の実務経験とすることはできません。ご自分の業務内容が、実務経験として認められる業務内容であるかどうかにつきましては、証明権者となる施設にてご確認ください。

「専任の相談員」に該当する者は、当該施設の常勤者又は次の要件を満たすものであること。

- ア 当該施設設置者と雇用関係を有していること。
- イ 労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上であること。

但し、次に掲げる職種は、社会福祉士の受験資格とはなりません

1 社会福祉施設や病院・診療所の、

医師、看護師、准看護師、看護補助者、看護助手、介護職員、作業指導員、訪問介護員(ホームヘルパー)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの機能訓練担当職員(当該業務を補助する方を含む)、調理員、事務員、運転手

(注意1)

「指導員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(注意2)

「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(注意3)

「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(注意4)

「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

(注意5)

「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意6)

「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意7)

「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

<必ず確認>

- 実務経験証明書(個票)に施設(病院等)の証明をうける際には、「実務経験(指定施設の範囲)」の一覧表をご確認いただき、一覧表の「施設種類」及び「相談援助業務の実務経験として認められる職種」の欄に記載されている国の定める正式名称でのご記入をお願いいたします。一覧表に記載されている以外の略称や施設名称、施設名称印等は例外なく認められません。その場合には訂正のうえ、再提出していただきます。なお、再提出が願書受付区分締切日を越えた場合には、次の募集区分扱いとなりますのでご了承ください。

< 実務経験(指定施設の範囲) >

1 児童分野

児童福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
児童相談所	児童福祉司	B0001
	受付相談員	B0002
	相談員	B0003
	電話相談員	B0004
	児童心理司、心理判定員	B0005
	児童指導員	B0006
	保育士	B0007
母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	B0008
	少年指導員(少年を指導する職員)	B0009
	個別対応職員	B0010
児童養護施設	児童指導員	B0011
	保育士	B0012
	個別対応職員	B0013
	家庭支援専門相談員	B0014
	職業指導員	B0015
	里親支援専門相談員	B0016
障害児入所施設 ・児童発達支援センター(障害児通所支援事業)	児童指導員(注意2)	B0017
	保育士(注意3)	B0018
	心理指導担当職員	B0019
	児童発達支援管理責任者	B0020
知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設(第一種、第二種)	児童指導員(注意2)	B0021
	保育士(注意3)	B0022
知的障害児通園施設	児童指導員(注意2)	B0023
	保育士(注意3)	B0024
盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	児童指導員(注意2)	B0025
	保育士(注意3)	B0026
肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療護施設	児童指導員(注意2)	B0027
	保育士(注意3)	B0028
児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	児童指導員	B0029
	保育士	B0030
	個別対応職員	B0031
	家庭支援専門相談員	B0032
重症心身障害児施設	児童指導員(注意2)	B0033
	保育士(注意3)	B0034
	心理指導員(心理指導を担当する職員)	B0035
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	B0036
	児童生活支援員	B0037
	個別対応職員	B0038
	家庭支援専門相談員	B0039
	職業指導員	B0040
児童家庭支援センター	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行なう職員)	B0041
	指導員(注意1)	B0042
障害児通所支援事業(児童発達支援センターを除く)	児童指導員(注意2)	B0043
	保育士(注意3)	B0044
	児童発達支援管理責任者	B0045
	障害福祉サービス経験者(注意4)	B0046
障害児相談支援事業	相談支援専門員	B0047
乳児院	児童指導員	B0048
	保育士	B0049
	個別対応職員	B0050
	家庭支援専門相談員	B0051
	里親支援専門相談員	B0052
指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構 が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの	児童指導員(注意2)	B0053
	保育士(注意3)	B0054
児童自立生活援助事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の指導員	B0055
地域子育て支援拠点事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員	B0056

その他

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
利用者支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員	B0057
児童デイサービス事業(障害児通園事業)	相談援助業務を行なっている専任の職員(相談員)	B0058
地域生活支援事業 障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員	B0059
心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行なっている専任の職員	B0060
子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等 において実施する事業	相談援助業務を行なっている専任の職員	B0061
母子家庭等就業・自立支援センター事業 一般市等就業・自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の相談員	B0062
重症心身障害児(者)通園事業を行なっている施設	児童指導員(注意2)	B0063
	保育士(注意3)	B0064
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	B0065

2 高齢者分野

介護保険法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号	
介護保険施設	生活相談員	C0001	
	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0002	
	介護老人保健施設	支援相談員	C0003
		相談指導員	C0004
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0005
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0006
指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0006	
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行なう職員(注意5) (保健師、主任介護支援専門員等) (介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護業務、ケア マネジメント支援、認知症初期集中支援推進事業に限る)	C0007	
指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行なう施設	生活相談員	C0008	
	計画作成担当者	C0009	
指定通所介護を行なう施設 ・基準該当通所介護を行なう施設 ・指定地域密着型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防通所介護を行なう施設 ・基準該当介護予防通所介護を行なう施設 ・第一号通所事業を行なう施設(注意6) ・指定認知症対応型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう施設	生活相談員	C0010	
	生活指導員	C0011	
指定短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設	生活相談員	C0012	
	生活指導員	C0013	
指定通所リハビリテーションを行なう施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行なう施設) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。	支援相談員	C0014	
指定短期入所療養介護を行なう施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行なう施設) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。	支援相談員	C0015	
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行なう施設	オペレーター	C0016	
指定夜間対応型訪問介護を行なう施設	オペレーションセンター従事者	C0017	
指定小規模多機能型居宅介護を行なう施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行なう施設)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0018	
指定認知症対応型共同生活介護を行なう施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行なう施設)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0019	
指定複合型サービスを行なう施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0020	
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行なう施設	生活相談員	C0021	
	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0022	
居宅介護支援事業を行なっている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0023	
介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員	C0024	
第一号介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員	C0025	

老人福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
養護老人ホーム	生活相談員	C0026
	生活指導員	C0027
特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホーム)	生活相談員	C0028
	生活指導員	C0029
軽費老人ホーム ・軽費老人ホーム(A型、B型) ・ケアハウス を含む	生活相談員	C0030
	生活指導員	C0031
老人福祉センター(特A型、A型、B型)	相談・指導を行なう職員	C0032
老人短期入所施設	生活相談員	C0033
	生活指導員	C0034
老人デイサービスセンター	生活相談員	C0035
	生活指導員	C0036
老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	相談援助業務を行なっている専任の職員	C0037
有料老人ホーム	生活相談員	C0038

その他

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行なっている専任の相談員	C0039
生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	生活援助員	C0040
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・多くの高齢者が居住する集合住宅 等において実施する事業	相談援助業務を行なっている生活援助員	C0041
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行なっている専任の職員	C0042

3 障害者分野

身体障害者福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	D0001
	心理判定員	D0002
	職能判定員	D0003
	ケース・ワーカー	D0004
身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター(A型、B型) ・在宅障害者デイサービス施設(身体障害者デイサービスセンター) ・障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	D0005
点字図書館	相談援助業務を行なっている専任の職員	D0006

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている専任の職員)	D0007
	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている専任の職員)	D0008
	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている専任の職員)	D0009

知的障害者福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	D0010
	心理判定員	D0011
	職能判定員	D0012
	ケース・ワーカー	D0013

障害者総合支援法

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
障害者支援施設		生活支援員(注意7)	D0014
		就労支援員	D0015
		サービス管理責任者	D0016
地域活動支援センター		指導員(注意7)	D0017
福祉ホーム		管理人	D0018
身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	生活支援員(注意7)	D0019
		生活指導員(注意7)	D0020
	身体障害者療護施設	生活支援員(注意7)	D0021
		生活指導員(注意7)	D0022
	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員(注意7)	D0023
生活指導員(注意7)		D0024	
身体障害者福祉工場		指導員(注意7)	D0025
精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	D0026
		精神障害者社会復帰指導員	D0027
	精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	精神保健福祉士	D0028
		精神障害者社会復帰指導員	D0029
	精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	D0030
精神障害者社会復帰指導員		D0031	
精神障害者福祉ホーム		管理人	D0032
知的障害者援護施設	知的障害者更生施設 (入所、通所)	生活支援員(注意7)	D0033
		生活指導員(注意7)	D0034
	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員(注意7)	D0035
		生活指導員(注意7)	D0036
	知的障害者通勤寮	生活支援員(注意7)	D0037
生活指導員(注意7)		D0038	
障害福祉サービス事業を行なう施設	療養介護を行なう施設	生活支援員(注意7)	D0039
		サービス管理責任者	D0040
	生活介護を行なう施設	生活支援員(注意7)	D0041
		サービス管理責任者	D0042
	自立訓練を行なう施設 (機能訓練、生活訓練)	生活支援員(注意7)	D0043
		サービス管理責任者	D0044
	就労移行支援を行なう施設 (認定就労移行支援を含む)	生活支援員(注意7)	D0045
		就労支援員	D0046
		サービス管理責任者	D0047
就労継続支援を行なう施設(A型、B型)	生活支援員(注意7)	D0048	
	サービス管理責任者	D0049	
一般相談支援事業所		相談支援専門員	D0050
特定相談支援事業所		相談支援専門員	D0051
相談支援事業を行なう施設		相談支援専門員	D0052
障害福祉サービス事業	短期入所を行なう施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業	相談援助業務を行なっている専任の職員	D0053
		相談援助業務を行なっている専任の職員	D0054
	重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務を行なっている専任の職員	D0055
	共同生活介護を行なう施設 ・精神障害者グループホーム ・知的障害者グループホーム	相談援助業務を行なっている専任の職員	D0056
地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員	D0057
	日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員	D0058
	障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員	D0059

のぞみの園法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」	相談援助業務を行なっている専任の指導員	D0060
	相談援助業務を行なっている専任のケース・ワーカー	D0061

発達障害者支援法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	D0062
	就労支援を担当する職員	D0063

障害者の雇用の促進等に関する法律

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	D0064
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	D0065
	職場適応援助者	D0066
障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行なう職員	D0067
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	D0068
	就業支援担当者	D0069
	生活支援担当職員	D0070

職業安定法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター	D0071

その他

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
知的障害者福祉工場	相談援助業務を行なっている専任の指導員	D0072
聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行なっている専任の職員	D0073
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	D0074
	地域移行推進員	D0075
精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	D0076
	地域移行推進員	D0077
精神障害アウトリーチ推進事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員(医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)	D0078
アウトリーチ事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員(医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)	D0079
第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員でジョブコーチ支援を行なっている者	D0080
訪問型職場適応援助促進助成金受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行なっている者	D0081

4 その他の分野

地域保健法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている専任の職員)	E0001
	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている専任の職員)	E0002
	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている専任の職員)	E0003

医療法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
病院・診療所	相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行なっている専任の職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行なうための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	E0004
	退院後生活環境相談員	E0005

生活保護法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
救護施設	生活指導員	E0006
更生施設	生活指導員	E0007
授産施設	指導員 (作業指導員、職業指導員を除く)	E0008
宿所提供施設	指導員 (作業指導員、職業指導員を除く)	E0009
被保護者就労支援事業を行なっている事業所	被保護者就労支援員	E0010

生活困窮者自立支援法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関 家計相談支援事業を行なっている事業所	主任相談支援員	E0011
	相談支援員	E0012
	就労支援員	E0013
	家計相談支援員	E0014

社会福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
福祉事務所	査察指導員(指導監督を行なう職員)	E0015
	身体障害者福祉司(指導監督を行なう職員)	E0016
	知的障害者福祉司(指導監督を行なう職員)	E0017
	老人福祉指導主事(指導監督を行なう職員)	E0018
	現業員・ケースワーカー	E0019
	家庭児童福祉主事	E0020
	専任の家庭相談員	E0021
	面接相談員	E0022
	専任の婦人相談員	E0023
	専任の母子自立支援員、専任の母子相談員	E0024
	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	E0025
	生活保護法第55条の6第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	E0026
	被保護者就労支援員	E0027
隣保館	相談援助業務を行なっている専任の指導職員	E0028
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 (安心生活基盤構築事業)	専門員	E0029
市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	E0030
	相談援助業務を行なっている専任の職員 (主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他要援護者に対するものに限る。)	E0031

売春防止法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
婦人相談所	相談指導員	E0032
	判定員（心理・職能判定員）	E0033
	専任の婦人相談員	E0034
婦人保護施設	生活指導員（入所者を指導する職員）	E0035

母子及び父子並びに寡婦福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行なう職員、母子相談員（母子の相談を行なう職員）	E0036

更生保護法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
地方更生保護委員会	保護観察官	E0037
保護観察所	保護観察官	E0038

更生保護事業法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
更生保護施設	補導主任	E0039
	補導員	E0040

労働者災害補償保険法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
労災特別介護施設	相談援助業務を行なっている指導員	E0041

その他

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
地域福祉センター	相談援助業務を行なっている専任の職員	E0042
就労支援事業を行なっている事業所 （自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業）	就労支援員	E0043
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	E0044
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行なっている専任の職員	E0045
ホームレス総合相談推進業務を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている専任の相談員	E0046
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	E0047
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている専任の職員	E0048
熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている専任の職員	E0049
自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 家計相談支援モデル事業を行なっている事業所	主任相談支援員	E0050
	相談支援員	E0051
	就労支援員	E0052
	家計相談支援員	E0053

5 現在廃止事業の分野

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード番号
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	F0001
	生活指導員	F0002
身体障害者福祉ホーム	管理人	F0003

精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	F0004
	精神障害者社会復帰指導員	F0005
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設(障害者自立支援法地域生活支援事業)[平成18年10月～19年3月]	相談援助業務を行なっている専任の職員	F0006
精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員	F0007
知的障害者デイサービスセンター	指導員	F0008
	生活指導員	F0009
	相談援助業務を行なっている専任の職員	F0010
知的障害者福祉ホーム	管理人	F0011
身体障害者相談支援事業(市町村障害者生活支援事業) ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業	相談援助業務を行なっている専任の職員	F0012
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業(療育等支援施設事業) ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設 ・盲ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者更生施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている専任の職員	F0013
障害者デイサービスを行なう施設(障害者自立支援法障害福祉サービス事業) ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業 を含む	相談援助業務を行なっている専任の職員	F0014
経過的デイサービス事業を行なっている施設(障害者自立支援法地域生活支援事業)[平成18年10月～19年3月]	相談援助業務を行なっている専任の職員	F0015
「障害者110番」運営事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の相談員	F0016
知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている専任の職員	F0017
高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等において実施する事業	生活援助員	F0018
高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)	生活援助員	F0019
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	F0020
ヴェトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行なっている専任の指導員	F0021
子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館 において実施する事業	相談援助業務を行なっている専任の相談員	F0022
乳幼児健全育成相談事業 ・保育所 ・乳児院 において実施する事業	相談援助業務を行なっている専任の相談員	F0023
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行なっている専任の相談員	F0024
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行なっている専任の相談員	F0025
地域子育て支援センター事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員	F0026

◇学習概要

通信課程では、「テキストによる学習」と「スクーリングでの学習」の2つの学習形態を通して学びます。

<テキスト学習>

通信課程の学習方法は、学習課題に対するレポートを提出し、担当教員の添削指導及び採点・評価を受け、合格点(100点満点で60点以上)を得ることで科目履修(既修得)となります。レポートは、提出期限までにご提出ください。なお、学習上の質問・相談は、FAX、電子メールで受け付けます。

レポート作成

☆手書き作成の場合:指定の原稿用紙を使用してください。

☆パソコン作成の場合:Microsoft Word(用紙サイズはA4サイズ)で、原稿用紙設定(スタイル:マス目付き原稿用紙、文字数×行数:20×22、罫線の色:緑)にて作成ください。

<スクーリング(面接授業)>

スクーリングは、受講生が担当教員から講義・演習を通して直接指導を受けるものです。授業科目は、「相談援助演習」「相談援助実習指導」が実施されます。受講生の事情を考慮し、土・日を含む日程で実施します。スクーリングは、全日程に出席することが履修認定の要件です。欠席した場合は、欠席科目については次期スクーリングでの再履修となり、通常修業年限での修了はできません。再履修による受講には再履修料が必要です。

①「相談援助演習」

相談援助の実践をイメージし、概念や技術について学びます。理論と結びつけることによって、専門的な知識や技術の習得を目指します。ロールプレイ、事例検討、グループワークなどを通して学びます。

②「相談援助実習指導」

相談援助実習の意義や心構え、実習先や実習先のある地域の理解を深め、実習に向けて、実習計画書や必要書類の作成を行います。実習後の指導は、実習体験を振り返り、これまで学習した事柄と体験を結びつけ、専門援助技術を身に付けることを目指します。

<相談援助実習(該当者のみ)>

入学時、実務経験1年未満の方(平成31年3月31日時点で実務経験1年以上ない方)は、「相談援助実習(以下「実習」)」が必要です。社会福祉の現場で実習を行い、相談援助に関する専門知識、専門援助技術および関連知識を学びます。

実習は、所定の期間内に本学院が指定する施設において180時間以上(23日間)行います。実習時期はスクーリング「相談援助実習指導(実習前)」受講後となります。また、実習前には実習施設へ訪問し、実習指導者と打ち合わせの上、事前の準備をします。実習期間中には本学院の教員が実習先を訪問し、指導・相談にあたります。実習時期は、入学翌年1月～8月となります。

※ なお、本学院在籍中に実務経験が1年を満たしても実習免除は認められません。現在、従事されている方は、必要な実務経験年数を満たしてからのご出願をお勧めします。

実習は、本学院が指定する施設で行います。実習場所や施設種別、時期等については、受け入れ施設側の都合を最優先とし、必ずしも実習生の希望に合わせて行えるとは限りません。また、週1日～3日や1週間単位、土日のみといった実施はできませんのでご理解のうえご出願ください。実習先及び期間決定後の変更等もお受けできません。職場・家族の理解を得て、入学手続きをお願いいたします。

◇学習計画

※学習計画に表記されている実施日程等については変更する場合がありますのでご了承ください。

○カリキュラム

科目名	時間数			実習
	スクーリング	レポート		
	(面接授業)	回数	提出時期	
人体の構造と機能及び疾病		1回	平成32年2月	
心理学理論と心理的支援		1回	平成32年9月	
社会理論と社会システム		1回	平成32年6月	
現代社会と福祉		2回	平成31年5月～7月	
社会調査の基礎		1回	平成32年6月	
相談援助の基礎と専門職		2回	平成31年7月	
相談援助の理論と方法		4回	平成31年9月 平成32年4月	
地域福祉の理論と方法		2回	平成31年7月～9月	
福祉行財政と福祉計画		1回	平成32年2月	
福祉サービスの組織と経営		1回	平成32年2月	
社会保障		2回	平成32年2月～4月	
高齢者に対する支援と介護保険制度		2回	平成31年7月～9月	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度		1回	平成31年4月～8月	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度		1回	平成31年9月～12月	
低所得者に対する支援と生活保護制度		1回	平成32年5月～8月	
保健医療サービス		1回	平成32年5月～8月	
就労支援サービス		1回	平成32年1月～4月	
権利擁護と成年後見制度		1回	平成32年9月～10月	
更生保護制度		1回	平成32年5月～8月	
相談援助演習	7日間	5回	平成31年9月 平成32年8月	
相談援助実習指導（実習該当者のみ）	4日間	2回	平成31年12月 平成32年10月	
相談援助実習（実習該当者のみ）				180時間 (23日間)

○スクーリング期間

相談援助演習:	第1回:平成31年9月14日～16日(3日間) 第2回:平成32年8月8日～11日(4日間)
相談援助実習指導: (実習該当者のみ)	実習前:平成31年12月14日、15日(2日間) 実習後:平成32年10月17日、18日(2日間)

○相談援助実習(実習該当者のみ)

平成32年1月～8月の期間中に180時間(23日間)実施いたします。休日等は、実習先の施設の日程に合わせます。実習の休日等を含めると実習期間は1か月程度かかりますのでご注意ください。

◇既修得科目の読替について

他の大学等において、修得した科目について本学で修得したものと認めます。但し、既修得科目の読替にあたっては、**出願時(厳守)に下記の書類を添付し、ご提出ください。**

(1)成績証明書等(単位修得証明書等)

出身大学等の学長(学部長)の公印がある証明書をご提出ください。また、成績については、前大学等の最終成績まで記載された証明書をご提出ください。

(2)シラバス(講義要録)

出身大学等のシラバス(講義要録)の表紙コピーに、読替を希望する科目が記載されているページのコピーを付けてください。シラバス(講義要録)が存在せず、出身大学等のインターネット上のみで公開されている場合は、該当科目ページを印刷してください。この場合、前大学等のシラバス(講義要録)であることが確認できるページもあわせて印刷してください。

◇読替の注意事項(必ずご確認ください)

他の学校等において履修した科目について、当該教育内容に相当するものと認められる場合には、本課程の**総履修時間数数の2分の1を超えない範囲**で読替による履修に代えることができます。